

令和8年度

朝日町産後ケア事業

～里帰り出産等により朝日町の委託事業者以外で産後ケアを利用される方へ～

朝日町では、産後ケア事業の業務委託を受けている事業者以外の事業者で産後ケアに該当するサービスを利用される方へ費用の一部を助成します。

1. 利用できる方

朝日町在住の産後1年未満の産婦さんとお子さん

朝日町在住の流産・死産を経験されて1年未満の方

※感染症などにかかっている方、お母さん、赤ちゃんどちらかが入院中の場合は利用できません。

2. 利用回数

○通所（デイサービス）型：最長7日まで（連続・分割可能）

○短期入所（ショートステイ）型：1泊2日（2日間）を最短の利用とし、最長6泊7日（7日間）まで（連続・分割可能）

※ 町内、町外合計日数

3. 利用助成額

○産後ケア事業費用の90%（100円未満切捨て）と朝日町が以下に定める助成限度額のいずれか低い方の金額。

種類	階層区分	助成限度額	多胎助成限度額
通所（デイサービス）型	住民税課税世帯	10,000円	11,260円
	住民税非課税世帯	全額	全額
	生活保護世帯		
短期入所（ショートステイ）型	住民税課税世帯	26,500円	30,100円
	住民税非課税世帯	全額	全額
	生活保護世帯		

例) 宮城県のA医療機関で通所型2日利用した方（1日の金額：9,500円）
9,500円×2日＝19,000円
19,000円×90%＝17,000円（100円未満切り捨て）・・・A
朝日町助成限度額 10,000円×2日＝20,000円・・・B
A<B ⇒ 助成額 17,000円

4,利用の流れ



- ① 希望事業所等にご自身で予約の電話
- ↓
- ② 利用・支払い 事業所等に利用料金を全額支払う
- ↓
- ③ 朝日町こども家庭センターへ償還払いの申請
- ↓
- ④ 朝日町から決定通知を送付
- ↓
- ⑤ 朝日町から利用者の指定の口座に振り込み

「朝日町産後ケア事業費用助成償還払い申請書」、「払い戻し額計算シート」は町のホームページでダウンロードできます。



産後ケア事業以外にも町では、母子保健コーディネーター（助産師）、保健師が、いつでも来所や訪問相談に対応していますのでお気軽にご相談ください！



【お申込み・問い合わせ先】

朝日町役場 健康福祉課 こども家庭センター 電話：84-7755